

海事代理士法（抄）

昭和26年 3月23日法律第32号

平成30年 6月20日法律第61号改正まで

（業 務）

第1条 海事代理士は、他人の委託により、別表第1に定める行政機関に対し、別表第2に定める法令の規定に基づく申請、届出、登記その他の手続をし、及びこれらの手続に関し書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）の作成をすることを業とする。

（登 録）

第9条 海事代理士となるには、海事代理士名簿に左の事項について登録を受けなければならない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 事務所の所在地
- 四 業務に使用する印章
- 五 第6条の証書の番号（第2条第一号に該当する者に限る。）

2 地方運輸局長は、海事代理士となる資格を有する者が、前項の規定により登録の申請をしたときは、その者が欠格事由に該当する場合を除く外、遅滞なく登録をしなければならない。

（海事代理士でない者の業務の制限）

第17条 海事代理士でない者は、他人の委託により、業として第1条に規定する行為を行つてはならない。但し、他の法令に別段の定がある場合は、この限りでない。

2 海事代理士でない者は、海事代理士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

第27条 第17条第1項の規定に違反した者又は第25条第1項第二号の処分に違反して業務を行つた者は、6箇月以下の懲役又は2万円以下の罰金に処する。

第28条 第17条第2項の規定に違反した者は、5千円以下の罰金に処する。

別表第1（第1条関係）

- 1 国土交通省の機関
- 2 法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所
- 3 都道府県の機関
- 4 市町村の機関

別表第2（第1条関係）

- 1 船舶法（明治32年法律第46号）
- 2 船舶安全法（昭和8年法律第11号）

- 3 船員法（昭和22年法律第100号）
- 4 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）
- 5 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）
- 6 海上運送法（昭和24年法律第187号）
- 7 港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）
- 8 内航海運業法（昭和27年法律第151号）
- 9 港則法（昭和23年法律第174号）
- 10 海上交通安全法（昭和47年法律第115号）
- 11 造船法（昭和25年法律第129号）
- 12 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- 13 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）（国際港湾施設に係る部分を除く。）
- 14 領海等における外国船舶の航行に関する法律（平成20年法律第64号）
- 15 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成30年法律第61号）（有害物質一覧表及び同法附則第六条第二項に規定する相当確認船級協会に係る部分に限る。）
- 16 前各号に掲げる法律に基づく命令